日立市企業局　公告第１８号

一般競争入札を下記のとおり行う。

令和８年１０月２９日
日立市公営企業管理者
岡　部　　和　彦

記

１　入札に付する事項
別表のとおり

２　入札参加者の資格
(1)　日立市企業局会計規程（平成９年日立市公営企業管理規程第２１号）に規定する者で **土木Ａ１**に格付けされた者
(2)　この公告の日から入札の日までの間に、日立市企業局から入札参加の停止等の措置を受けている者以外の者
(3)　この公告の日から入札の日までの間に、建設業法(昭和２４年法律第１００号)第２８条第３項の規定に基づく営業停止処分を受けた者以外の者
(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者、及び更生開始手続き開始後又は再生計画の認可決定が確定した後に日立市公営企業管理者による入札参加資格の再認定を受けていない者以外の者
(5)　契約締結予定日から遡って１年７か月以内に建設業法(昭和２４年法律第１００号)第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査を受けていない者以外の者

３　入札の中止について
(1)　当該入札は入札執行者である日立市企業局の都合により中止する場合がある。
(2)　入札執行の中止は別途公告するものとし、中止までの間に入札参加者に費用負担が発生していたとしても日立市企業局には請求できないものとする。

４　入札に伴う必要書類等の配付について
下記書類を、電子メールにて送付します。
・入札書
・工事費内訳書
・工事費内訳書の提出について
・工事概要を示す総括表
※郵送等による配付は行いません。

５　入札及び開札の日時及び場所　別表のとおり

６　契約条項を示す場所　日立市企業局上下水道部総務課契約係窓口

７　入札保証金について　免除とする。
契約書について日立市企業局会計規程（平成９年日立市公営企業管理規程第２１号）に基づき契約書を作成する。

８　契約保証金について
(1)　契約保証金の額は、契約金額の１０分の１以上とする。
(2)　契約保証金の納付は、次のいずれかの担保の提供をもって代えることができる。
ア　利付国債の提供
イ　銀行等又は保証事業会社の保証
ウ　公共工事履行保証証券による保証
エ　履行保証保険契約の締結

９　入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札行為は無効とする。
(1)　入札参加の資格を有しない者のした入札
(2)　入札書に記載された入札者又は入札価格が不明瞭で確認できない入札
(3)　所定の日時までに所定の場所に到着しない者の入札
(4)　２人以上の者の代理人となった者の入札
(5)　２通以上の入札をした者の入札
(6)　入札に関し不正のあった者の入札

(7)　前各号のほか、入札条件に違反した者の入札

10　工事費内訳書について

(1)　入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2)　工事費内訳書の作成は別紙にて配付される「工事費内訳書の提出について」に基づき作成する。

(3)　提出された工事費内訳書の見積価額（消費税及び地方消費税を除いた合計額）が入札金額と相違する場合、又は工事費内訳書の内容に不備がある場合の入札を無効とする場合がある。

(4)　工事費内訳書は返却しない。

(5)　工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(6)　談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。

11　低入札価格調査基準価格の設定について

(1)　この入札は低入札価格調査基準価格を設定しており、基準価格未満の入札があった場合は、入札の結果を保留し、低入札価格調査を実施する。

(2)　調査にあたっては、対象業者から事情聴取を実施する。

(3)　調査の結果については、入札参加者に通知する。

12　入札上の注意

(1)　入札回数は１回とする。

(2)　落札決定にあたっては、入札金額に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札書類の提出方法については、郵送（一般書留または簡易書留のみ）または日立市企業局総務課へ直接持参すること。

ア　封筒は、任意の二重封筒（内封筒と外封筒）とする。

イ　外封筒には「入札書在中」と記入する。

ウ　内封筒には「入札日」「工事番号・工事名」「入札参加者の商号または名称」を記入する。

エ　内封筒には「入札書」「工事費内訳書」を入れ封をする。

オ　入札書を窓口へ直接持参する場合は、外封筒省略可とする。

(4)　入札書類の提出期限は、入札日の前日必着とする。入札日前日までに到着しないもの、記入・押印漏れのある入札書は無効とする。

(5)　この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再生資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(6)　その他不明な点については、下記に照会すること。

（入札・契約に関すること）

日立市企業局上下水道部 総務課 契約係

TEL0294-22-3111 内線 493

（工事内容に関すること）

日立市企業局上下水道部 下水道課（担当：関根）

TEL0294-22-3111 内線 620

以　上

別表

工　事　名	工事場所	工事概要	工事完成期限	予定価格	現場説明		入札	
					日時	場所	日時	場所
工第下流8-6-1号　那珂久慈流域関連日立市公共下水道事業　石名坂町２丁目地内管渠改良工事	日立市石名坂町２丁目地内	【１工区】 工事延長　Ｌ＝627m 管布設工　ｌ＝624m φ100㎜PE（圧送管）　ｌ＝607m φ100㎜SUS（圧送管）　ｌ＝4m φ200㎜VU-RR　ｌ＝13m マンホール工　N＝3箇所 特殊マンホール　n＝1箇所 1号組立マンホール　n＝2箇所 【２工区】 工事延長　Ｌ＝77m 管布設工　ｌ＝75m φ200㎜VU-RR　ｌ＝75m マンホール工　N＝1箇所 1号組立マンホール　n＝1箇所	令和9年6月30日	80,610,000円 （消費税及び地方消費税を除く）	行わない	令和８年11月20日(金) 午前9時00分	－	